

AYA 研 AYA week 管理委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（AYA 研）AYA week 管理委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 本会定款第 40 条に基づき、AYA week 管理委員会を設置し、各年度の AYA week 活動に係わる企画・運営・実施を行い、AYA がん患者や経験者の抱える問題の社会的な理解を促し生きやすい社会づくりにつながるような活動を目的とする。

(業務)

第3条 委員会が統括する活動は以下の通りとする。

1. AYA がんの医療や支援、患者や経験者の情報収集。
2. AYA week 期間中の企画・運営・実施に関すること。
3. 準備及び運営に必要な資金の調達並びに経理に関すること。
4. 開催に必要な会場・設備等の調達並びに整備に関すること。
5. ホームページ、SNS 等の媒体を通じて、本会の活動ならびに関連する情報発信。
6. その他、委員会の円滑に活動を推進すること。

(組織)

第4条 委員会は本会定款施行細則第 19 条により担当理事を置き、実行委員長 1 名、副実行委員長若干名および実行委員若干名をもって構成する。

1. 担当理事は理事会で委員会の活動についての報告を行う。担当理事に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ担当理事が指定した順により、その職務を代理する。
2. 実行委員長および副実行委員長は、前年度の実行委員の中より理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
3. 実行委員の選任は下記要領に従う。
 - 1) 委員は本会会員、非会員を問わず公募により選出する。
 - 2) 委員の条件は、AYA week の活動に賛同する者とする。
 - 3) 委員は公募者の中から担当理事、実行委員長および副実行委員長によって選出される。
 - 4) 委員は理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。実行委員長は会議を進行し業務を総括する。

(趣意書案および会計報告)

第6条 委員会に関する趣意書案を理事会に提出し、承認を得なければならない。各年度の AYA week 期間終了後、会計報告書を理事会に提出し承認を得なければならない。

(任期)

第7条 実行委員長、副実行委員長、委員の任期は各年度の AYA week 期間終了日の月末とする。再任は妨げない。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は令和6年7月26日より施行する。
2. この規程は令和6年12月11日より施行する。